

● 特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法(平成21年法律第64号)について (平成21年10月1日施行)

特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法 (タクシー適正化・活性化法)

① 国土交通大臣による特定地域の指定

**特定地域**・・・供給過剰の進行等によりタクシーが地域公共交通としての機能を十分に発揮できていない地域  
地方公共団体の長は、国土交通大臣に対して、特定地域の指定を要請することが可能

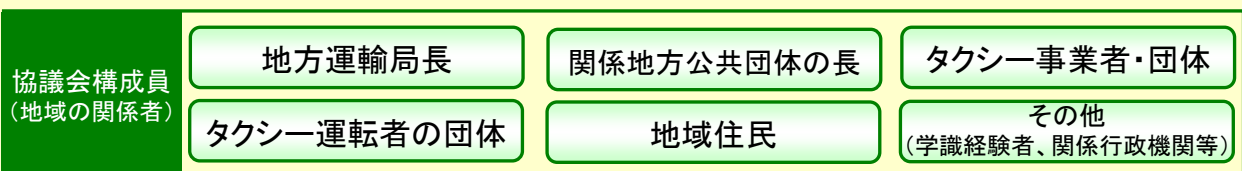
② 国土交通大臣による基本方針の策定

基本方針に基づいて、特定地域において取組み

特定地域

i) 特定地域における取組み

① 地域の協議会による取組み・・・**地域計画の作成**



地域の関係者により組織される協議会が地域計画を作成し、タクシー事業の適正化・活性化の推進に向けて総合的・一体的に取り組む

- タクシーサービスの活性化
- 事業経営の活性化、効率化
- タクシー運転者の労働条件の悪化の防止、改善・向上
- 交通問題、環境問題、都市問題の改善

など



※国は、地域計画に定められた事業の推進を図るために必要な資金の確保等に努める

② タクシー事業者による取組み・・・**特定事業計画の作成**

タクシー事業者は、地域計画に即してタクシー事業の適正化・活性化に資する取組み(特定事業)を実施するための特定事業計画を作成し、国土交通大臣の認定(※)を受ける

必要に応じて、計画に**減車等(事業再構築)**を記載

(※)国土交通大臣は、認定をする際、①基本方針に照らし適切なものであること ②特定事業を確実に遂行するため適切なものであること ③道路運送法の基準・独占禁止法と適合することを審査し、必要に応じて**公正取引委員会と調整**

認定を受けた計画 → 国土交通大臣は、計画を実施しない事業者には**実施勧告** 道路運送法の手続きの特例

ii) 特定地域における措置

- ① **新規参入要件を厳格化**
- ② **増車を事前届出ではなく、認可制に**
- ③ **減車実施事業者に対する監査の特例**
- ④ **行政処分の特例**

全国で適用される措置

○運賃料金の認可基準の改正

道路運送法の改正により、運賃料金の認可基準を当分の間、

「適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えないもの」

→ 「適正な原価に適正な利潤を加えたもの」

# 特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する基本方針(平成21年国土交通省告示第1036号)について

## 一 一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化の意義及び目標に関する事項

### 1 一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化の意義

- タクシーは鉄道・バス等とともに我が国の地域公共交通を形成している重要な公共交通機関。
- しかし、タクシー事業を巡っては、長期的な需要の低迷や車両数の増加などの影響により、地域によっては収益基盤の悪化や運転者の労働条件の悪化等の問題が発生し、タクシーが地域公共交通としての機能を十分に発揮することが困難な状況。
- 地域社会におけるタクシーの役割の重要性に鑑みれば、問題の発生している地域において、関係者が連携協力を図りつつ、タクシーが地域公共交通としての機能を十分に発揮できるようにするための取組を推進することは、極めて大きな意義がある。

### 2 一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化の目標

- 特定地域において生じている以下の諸問題の解決を図り、各地域においてタクシーが地域公共交通としての機能を十分に発揮できるようにしていくことを目標とする。
  - ①タクシー事業の収益基盤の悪化
  - ②タクシー運転者の労働条件の悪化
  - ③違法・不適切な事業運営の横行
  - ④道路混雑等の交通問題、環境問題、都市問題
  - ⑤利用者サービスが不十分

## 二 地域計画の作成に関する基本的な事項

### 1 協議会

#### 【基本的な考え方】

- 協議会は、地域計画の策定主体となるものであり、計画実施に係る関係者間の連絡調整を行うなど、特定地域におけるタクシー事業の適正化・活性化を推進する上での中心的な役割を担うもの。
- 地域の多様な関係者が積極的に協議会に参画し、共有の認識の下、タクシー事業の適正化・活性化に関する取組を総合的かつ一体的に取り組んでいくことが期待される。

#### 【構成員】

- 地方運輸局長、関係地方公共団体の長、タクシー事業者・団体、運転者の団体、地域住民のほか、必要に応じて他の公共交通事業者、地元企業、学識経験者等を構成員に含めることが望ましい。
- また、協議事項に関係する関係行政機関（都道府県労働局又は労働基準監督署、都道府県公安委員会など）の参画を得ることも重要。

#### 【留意事項】

- 協議会運営の透明性・実効性等を確保する観点から、協議会における意思決定の方法等に係る規約を定め、適切に協議会を運営することが望ましい。
- 協議会運営の効率化や他の計画との整合性の確保を図る観点から、地域公共交通活性化・再生法に基づく協議会等と合同で協議会を開催することも考えられる。

### 2 地域計画

#### 【基本的な考え方】

- 地域計画は、特定地域における地域公共交通としてのタクシーのあり方に関する基本的な方向性を示し、タクシー事業の適正化・活性化に向けた地域の総合的な取組を定めるもの。
- 地域計画の策定に当たっては、協議会において地域の輸送ニーズやタクシー事業の実情を十分に把握し、それらに的確に対応した取組を定めることが必要。
- この際、特定地域においては、供給過剰の進行や過度な運賃競争により地域公共交通としてのタクシーの機能が低下していることに留意し、地域の実情に応じて、供給過剰の解消や過度な運賃競争の回避、運転者の労働条件の改善・向上、タクシー車両による交通問題の解消のための対策について定めることが求められる。

#### 【記載事項に関する留意事項】

- ①タクシー事業の適正化・活性化の推進に関する基本的な方針
  - 協議会における関係者間の共通認識の形成に資するものとして、地域におけるタクシーの位置付け・役割、タクシー事業を巡る現状の分析・取組の方向性等について、可能な限り具体的に記載。

○タクシー事業を巡る現状分析・取組の方向性を定める際には、地方運輸局長が提示する当該地域において適正と考えられる車両数を適切に斟酌することが重要。

## ②地域計画の目標

○特定事業等の前提となる目標として、次の事項を参考にしながら地域の実情に即した目標を設定。  
1) タクシーサービスの活性化、2) 事業経営の活性化、効率化、3) タクシー運転者の労働条件の悪化の防止、改善・向上、4) タクシー事業の構造的要因への対応、5) 交通問題、環境問題、都市問題の改善、6) 供給抑制、7) 過度な運賃競争への対策

### 三 特定事業その他の地域計画に定める事業に関する基本的な事項

○地域計画には、法令に違反せず、法及び本方針に定める事項に逸脱しないものであれば、タクシー事業の適正化・活性化に資するあらゆる事業について定めることが可能。

○この際には、次の観点を参考にしつつ、地域計画に定められた目標の達成に必要な事業を適切に設定することが望ましい。

- ① 輸送需要に対応した合理的な運営
- ② 法令の遵守の確保
- ③ 運送サービスの質の向上
- ④ 輸送需要の開拓

### 四 その他一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化の推進に関する基本的な事項

#### 1 事業再構築

○事業再構築は、地域計画に位置付けられた特定事業の実施と相まってタクシー事業の適正化・活性化の推進に資するものであり、特定事業の効果を高めるのに有効であると判断される場合には、積極的に事業再構築に取り組むことが望ましい。

○地域におけるタクシー事業の需給バランスを改善するためには、需要の減少に歯止めをかけるだけでなく供給輸送力を減少させることも必要であり、適正な競争や利用者利益が確保されることを前提として、自主的かつ協調的な減車や休車を推進することが期待される。

○減車等の事業再構築は、タクシー事業者の組織再編等を伴うこともあり、その実施に当たっては、タクシー運転者の地位を不当に害することやその労働条件を不当に変更することのないよう留意することが必要。

#### 2 タクシー事業者・団体の役割

○タクシー事業者は、タクシー事業の適正化・活性化はタクシー事業者が主体となって取り組むべきものであることを自覚し、積極的に協議会に参画し、地域計画に定められた事業の推進に努める。

○タクシー事業者の団体は、地域のタクシー事業者の意識の向上に取り組むとともに、協議会の協議等の際し、関係者の連絡調整や円滑な合意形成に積極的に取り組むよう努める。

#### 3 国の役割

○国は、地域の関係者が行うタクシー事業の適正化・活性化に関する取組に必要な情報提供等に努めることとし、特に、地方運輸局長は、特定地域において適正と考えられる車両数を算出し、協議会に提示する。

○国は、効率的かつ効果的に監査を実施するなど事後チェックの強化を図るとともに、特定地域における安易な供給拡大を抑制するよう、関係する許認可について処分基準・審査の厳格化を図る。

#### 4 地方公共団体の役割

○地方公共団体は、他の地域公共交通機関と連携した総合交通ネットワークとしてのタクシーの機能向上やまちづくり・都市政策等と一体となったタクシーの機能向上を図る上で必要となる地域の公共交通やまちづくり・都市政策等の実情を地域計画に反映することができるよう、地域の実情に応じ、積極的に協議会に参画することが期待される。

#### 5 地域住民その他の関係者の役割

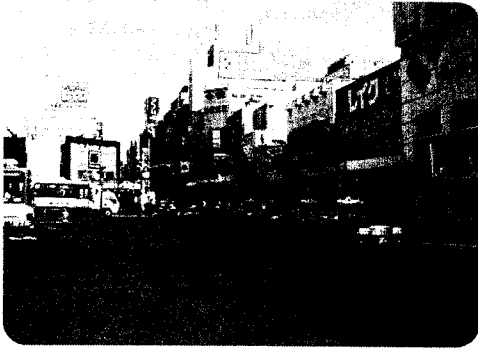
○地域住民は、タクシー事業を適正化・活性化するために必要な利用者の視点を協議会の協議に反映できるように、主体的に協議会に参画することが期待される。

○他の公共交通事業者、地元企業等の関連事業者が協議会に参画した場合は、自らの事業とタクシー事業を連携させた取組を実現するよう努める。

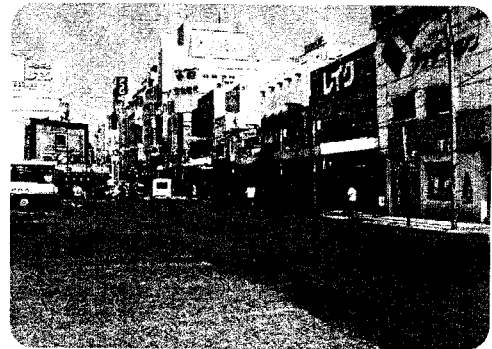
# 大宮駅東口タクシープール | Tシステム

大宮駅東口周辺道路での客待ちタクシーによる路上駐車を解消した交通システム

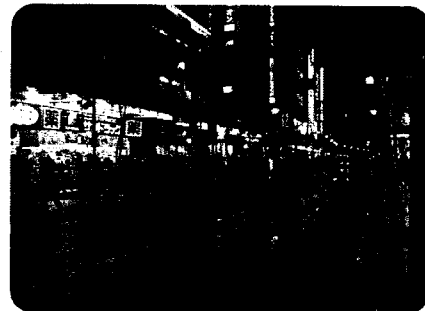
導入前の駅周辺道路状況



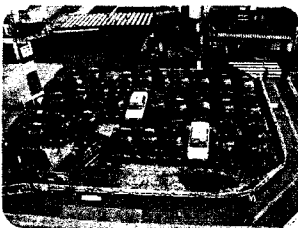
導入後の道路状況



導入後の銀座通りの昼と夜



駅前タクシープール



第2タクシープール入口



第2タクシープール出口

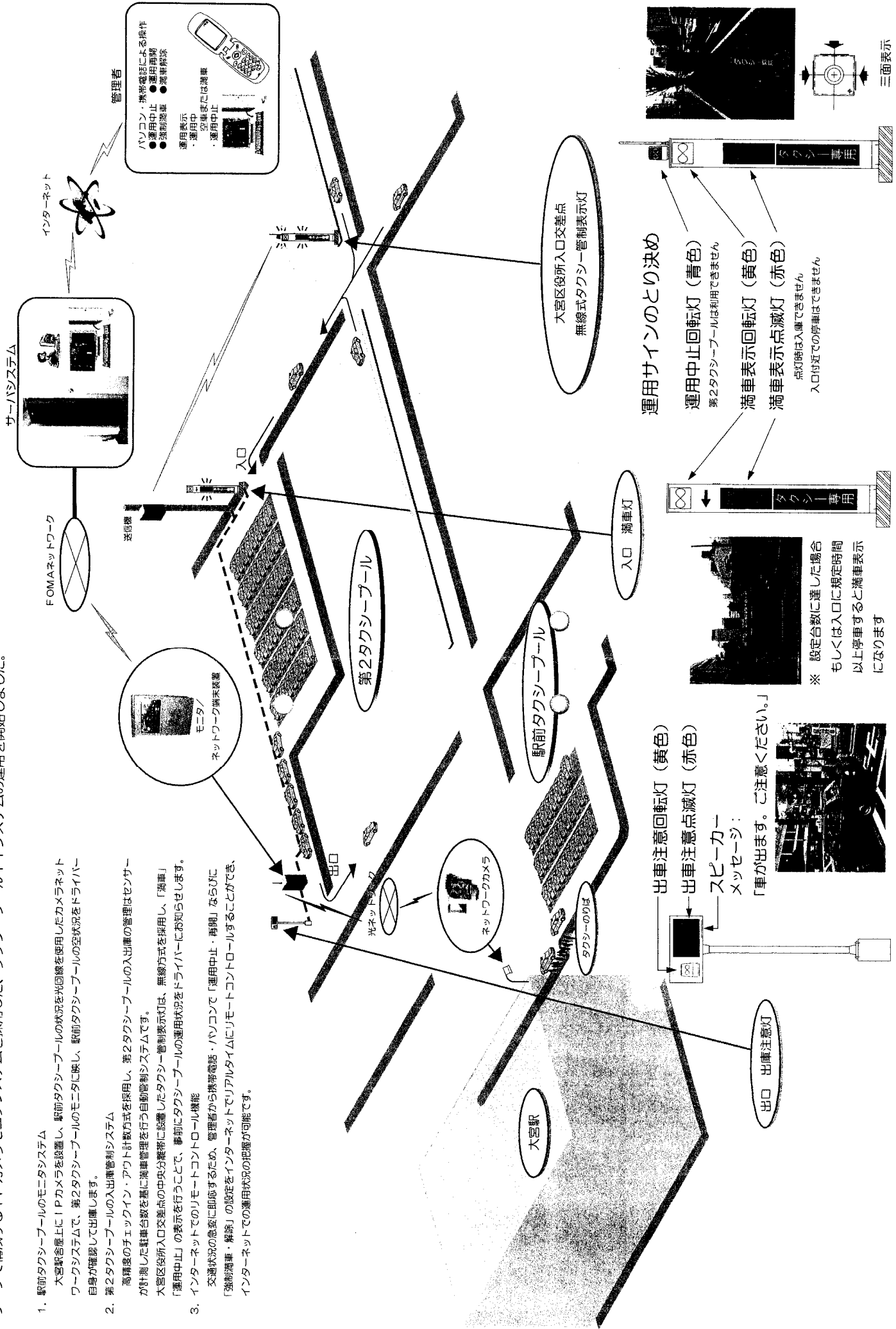


さいたま市

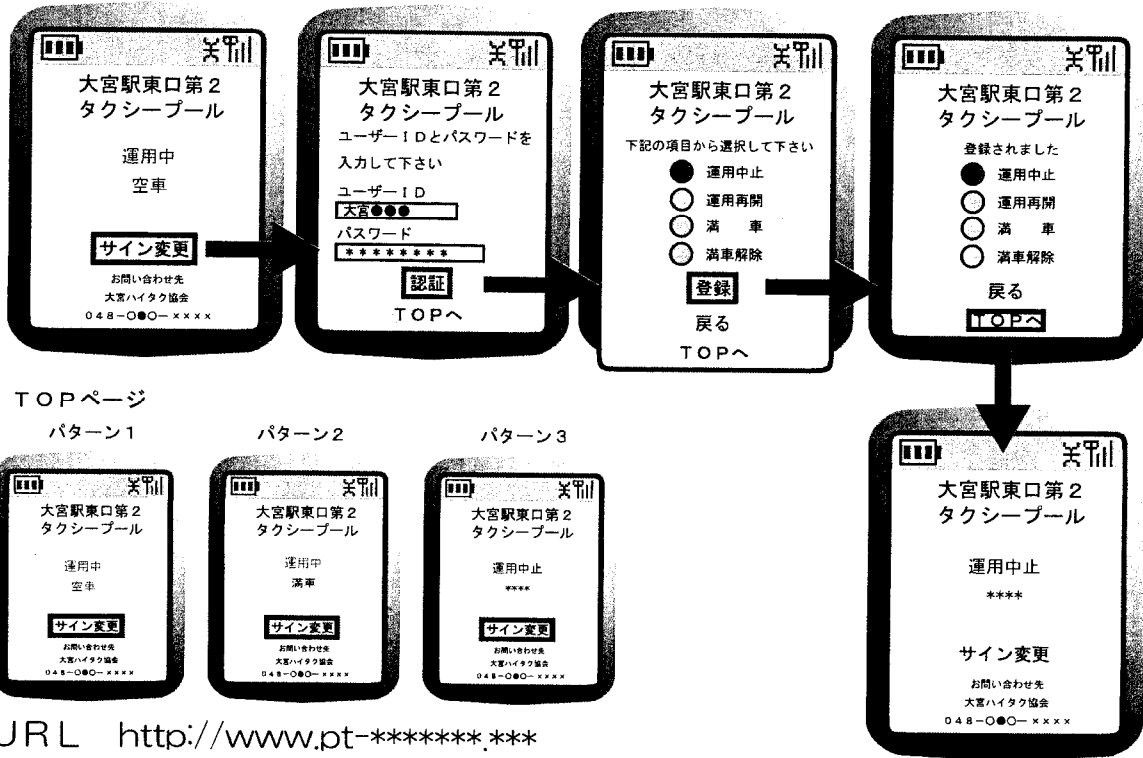
# タクシールールITシステム概要図

さいたま市ではインターネットでリモートコントロールができるタクシールールシステムと、光ファイバーネットワークで構成するIPカメラモニタシステムを採用した、タクシールールITシステムの運用を開始しました。

1. 駅前タクシールールのモニタシステム  
大宮駅舎屋上にIPカメラを設置し、駅前タクシールールの状況を光回線を使用したカメラネットワークシステムで、第2タクシールールのモニタに映し、駅前タクシールールの空状態をドライバー自身が確認して出庫します。
2. 第2タクシールールの入出庫管制システム  
高精度のチエックイン・アウト計数方式を採用し、第2タクシールールの入出庫の管理はセンサーが計測した駐車台数を基に満車管理を行う自動管制システムです。  
大宮区役所入口交差点の中央分岐帯に設置したタクシールール管制表示灯は、無線方式を採用し、「満車」「運用中止」の表示を行うことで、事前にタクシールールの運用状況をドライバーにお知らせします。
3. インターネットでのリモートコントロール機能  
交通状況の急変に即応するため、管理者から携帯電話・パソコンで「運用中止・再開」ならびに「強制満車・解除」の設定をインターネットでリアルタイムにリモートコントロールすることができ、インターネットでの運用状況の把握が可能です。



第2タクシープール入出庫管制システム・運用解除サイン画面例（携帯電話用）



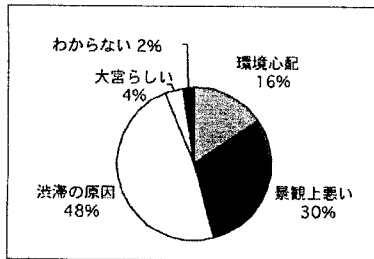
運用前に実施した社会実験

第1段階：タクシー乗車場分散実験 実施期間 平成19年1月21日～2月25日

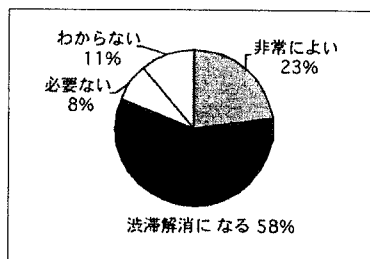
第2段階：第2タクシープール実験 実施期間 平成19年2月14日～2月25日

周辺の商店事業者への実験に関するアンケート結果

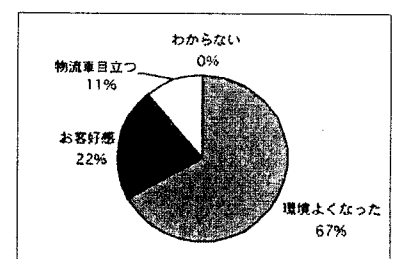
大宮駅周辺道路での客待ちタクシーをどう思いますか？



夜間の臨時タクシー乗り場をどう思いますか？

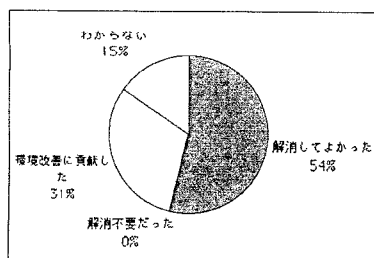


実験で路上の客待ちタクシーが減少したことをどう思いますか？

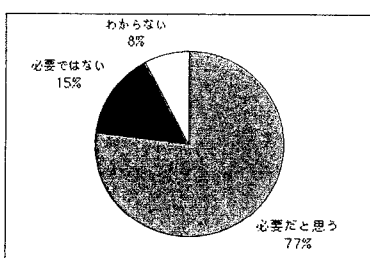


タクシー事業者への実験に関するアンケート結果

駅周辺のタクシー車列が解消されたことについてどう思われましたか？



第2タクシープールは必要だと思いますか？



タクシー路上駐車解消を望んでいることについてどう思いますか？

